

議案第3号

市長等の佐倉市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

市長等の佐倉市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年6月8日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

市長等の佐倉市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を  
改正する条例

市長等の佐倉市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年佐倉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、  
「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」  
に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。